



広報

みはら

2010

No. 296



土佐硯の里

MIHARA



もくじ CONTENTS

議会だより 3月定例会	2
平成22年度当初予算の概要	8
国民年金だより	10~11
三原村行政組織図	12~13
教育委員会だより	15~19
お知らせコーナー	21~25
村の話題	26

村民のうごき

(平成22年4月30日現在)

世帯数	798戸
総人口	1,790人
男	850人
女	940人

議会だより

平成22年6月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

3月定例会

- 村長行政報告 ①ページ
- 村政のここが聞きたい・一般質問 ①～②ページ
- 3月定例会議案審議 ③ページ

村長行政報告

宗賀簡易郵便局はこれまで三原村が運営してきたが3月1日より業務委託者が三原村から矢野玉恵さんに変更になった。

国家公務員の勤務時間が改正された事により、村でも役場の閉庁時間を3月1日より17時間15分に変更した。

森林で吸収される二酸化炭素を県が独自のクレジットとして認証、発効する制度が環境省の認可を受けた。

このクレジットは今ある財産を生かして外貨を稼ぐユニークな地産外商であり、収益を森林整備にあて豊かな森を作り新たに二酸化炭素の吸収量を増やし、山の再生モデルケースとして本村も取り組む。

平成21年2月に来栖野に開所した小規模作業所(わらわら)は1年を経過したが通所者が増えていない、県の指導を受けながら人員確保に努める。

ゆず、露地野菜の産地化に

ついで22年度は倉庫や作業所、作業機械等の整備を行うと共に、ソフト事業を導入し、ゆずの加工商品開発に取り組む予定である。

一般質問

質問 増井議員



農林業について

一、直営事業で実施されている森林整備が進化が無いとの声がある、森林資源の付加価値化をどうするのか、又、森林組合との関係についてもどのように再構築されるのか、所見を聞く。

二、ゆずの作付けが進められているが、増産についての対応は如何されるのか何う。

地域振興について

三、農産物の振興は、生産と販売を同時進行すべきである。夢場の再開は如何か何う。

答弁 村長

一、村財政は県下でも大変厳しい状況である。自主財源確保の事業化は如何か何う。
二、県が進めているアクションプランについても積極的に取り組むべきではないか何う。

農林業については公有林の整備を実施しているが、議会と協議しながら森林組合へ移行して行く。付加価値化については森林組合や各種事業者等の意見をいただきながら、間伐材の活用を検討して行く。
森林組合の立て直しについては3千万円の支援の要望がある。議会と協議しながら再建を目指す。

ゆずの増産については、搾汁用のゆずは、近い将来低価格が予想される。そのため、青果、青玉、黄玉中心の産地確立を図る。又、果汁を利用した商品開発が重要であり、ゆず部会、JA、宿毛市等で商

品開発を行い、販売する。

夢市場の再開については、

これまで県のアドバイザー制度を利用して、村内外を問わず、経営者を公募してきたが応募がなかった。希望者があれば再開を願っている。

地域振興については、財政の硬直化が進んでおり財政改革が必要と考えている。二酸化炭素クレジットを活用し財産を活かし、地産外商に取り組む。

アクシオンプランについては木質バイオマス活用に向けての取組や幡多松のブランド化に向けた加工販売の共同化事業等を提言して行く。

質問 横本行雄



後期高齢者医療制度については色々問題があり、私は廃止にすべきと考える。中学卒業までの医療費の無料化についても、他の市町村

でも実施しているが村長の考えを聞く。

答弁 村長

後期高齢者医療制度については、厚生労働省の案を参考にすると、新制度を設定の予定であり、国の制度を遵守する。

中学卒業までの医療費の無償化については、予防接種の無料化を含め、議会と協議を検討する。

質問

ユズについては、販路の課題があり、先細りの危険性はないか。また、露地野菜については価格補償制度の創設と共に加工産品で売り出すべきではないか、また、村内での雇用の創出も考えるべきであるが如何か。

答弁 村長

ユズの加工・販売等については、三原ユズ部会、JAに加工・販売を委託する。合わせて、宿毛市の直七加工組合に加工委託し、その販売ルートにもせざる。また以前から

ある価格補償制度についても再考する。

露地野菜の加工については、村内の雇用の創出を第一に事業の促進に努める。

質問 武内茂充



農業振興について

ユズ及び露地野菜の産地化による所得安定向上支援事業の推進とその事業展開について個別に示せ。

答弁 村長

平成30年度までに水稲中心からユズ百町歩・ブロッコリー30町歩を目標とし、複合経営を目標に農業公社の一層の充実を図り、若者が子育て可能な三原村を目指し、若者から高齢者を含めたユズの販売組織を構築する。合わせて、農業公社でのユズ・ブロッコリーの直接栽培から人材の育成及び農業機械を購入し、それを貸出すことで水稲経営改善に努める。その事業の推進により農家の年

収2百万円と2百名の雇用の創出が見込める。課題としては、やはり販売の促進であり、大手メーカーとの提携も検討する。



質問 沢良木議員



自治体の合併について基本的な考え方を問う。

答弁 村長

単独自立出来る方策を共に考え、きらりと光る三原村を築く。

農業振興について

県の推進事業をチャンスと捉え、三原村のユズの産地化を踏って行くべきである。農家の所得向上と雇用創出の源になる。農業公社の人事面と合せて考えを伺う。

答弁 村長

農業所得向上を諮るため、ユズ栽培を中心とした露地野菜と複合した経営を構築する。農業公社の必要業務実施に県ふる里雇用再生特別基金事

業と県重点分野創出事業等の補助金を活用し、雇用する。常勤役員は県ふる里再生特別事業の1名分を考えている。

議案審議

●平成21年度一般会計補正予算

既決額に1億6千41万4千円を追加し、25億6千4百40万円とする。

質疑 横本議員

星ヶ丘の草刈が一回になった理由を聞く。

答弁 沖本産業建設課長

県道と村道の草刈と重複し星ヶ丘の草刈が遅れたために一回になった。

質疑

小学校と中学校の改修内容を聞く。

答弁 浜田教育次長

小学校は図書室を支援教室にすることや窓からの出入口を作るなど。中学校は南側の

窓からの出入口や玄関のスクリーンを作るなど。

質疑

財産収入百万円について聞く。

答弁 今西総務課長

星ヶ丘の特老施設の土地の借地料百万円。

質疑 田村清広

小規模作業所補助金46万1千円の残高は返還を求めないのか。

答弁 岩井住民課長

3月分の人件費や外の支払いがあるので残らないと思う。全会一致可決

●平成21年度国民健康保険特別会計補正予算

既決額に2千96万2千円を追加し、3億1千3百2万8千円とする。

全会一致可決



既決額に2百38万円を追加し、5千9百54万6千円とする。

全会一致可決

●平成21年度簡易水道特別会計補正予算

既決額から9百71万円を減額し、8千3百24万8千円とする。

全会一致可決

●平成21年度老人保健特別会計補正予算

既決額から百万円を減額し、2百90万円とする。

全会一致可決

●平成21年度農業集落排水特別会計補正予算

既決額から2百20万8千円を減額し、5千24万5千円とする。

質疑 武山泰記

推進委員の活動日数と加入戸数を聞く。

答弁 沖本産業建設課長

推進委員の活動はなし。加入人口数は公共を含めて6百81口で59・9%。

全会一致可決

●平成21年度介護保険特別会計補正予算

既決額から2千7百49万1千円を減額し、1億8千2百

29万1千円とする。

質疑 横本行雄

介護保険料3百59万8千円減額の理由を聞く。

答弁 岩井住民課長

当初予算の見込違い。

質疑 沖 六海

介護サービスの減額について聞く。

答弁 岩井住民課長

ほうばいや特養ともに村内の入居者が少なくなっているため。

全会一致可決

●平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算

既決額に37万4千円を追加し、2千87万4千円とする。

全会一致可決



●平成22年度一般会計予算歳入歳出それぞれ16億2千9百20万円とする。

質疑 武山泰記

林業費5百57万7千円では少なく何もできない。

民有林作業道開設に村の上乗せ補助金の考えはないか。

答弁 村長

民有林作業道開設には隣接所有者との協議が必要となるが整えば考えたい。

質疑 田村清廣

人事交流8百万円は来年度も続けるのか。

中山間直接支払事業は現在成山だけ取り組み中だが、来年度から新たな制度となる。他の緩傾斜の地区も取り組む考えはないか。

交付金事業の村道来栖野線改修費は旧県道の修繕だが、県に一部負担願えないか。

この当初予算に新村長の考えを反映できたか。何をめざすのか。

答弁 今西総務課長

来年度も人事交流を行う。県職員分の費用。人選はまだ。

答弁 沖本産業建設課長

直払事業は今日説明会ある。緩傾斜地区の取り組みは今後県と協議する。

村道来栖野線改修費は交付金事業のため県の負担はなし。

答弁 村長

当初予算は、私の就任時、すでに計画されており私の考えは反映されていない。今後の補正予算で林業振興等提案したい。

質疑 斉藤元紀

消火栓格納庫等は、15箇所

だが、これで全部整備できるか。

答弁 今西総務課長

消火栓はまだ残るが、今年15箇所。順次計画する。

質疑 横本行雄

租税債権管理機構の昨年度の回収率は。

答弁 今西総務課長

機構の回収率は昨年12月時点で、5件のうち金額で18.9%。

質疑 増井議員

国際交流事業は村民の目は

厳しい。検討したのか。

答弁 浜田教育次長

国際交流は修学旅行と位置づけられており成果は現れている。尚一層の努力をする。

質疑 武内茂充

予算全体の負担金、補助金、交付金のうち、負担金が小額で各所にあるが必要な予算か。

答弁 今西総務課長

県の協議会等より負担割合で求められるので小額だが必要

質疑 大倉民雄

農業所得安定支援事業6千万円の内容は。消防費で1名退職し1名新人採用したが1年間研修に出るため手薄にならないか。

答弁 沖本産業建設課長

ユズ、ブロッコリー産地化の機械類、倉庫2棟、水稻播種機、ユズジュース試作費等。

答弁 村長

本来なら2名必要だが従来どおり1名の雇用。一時的に手薄になるが小人数で努力してほしい。



質疑 沖六海
鳥獣害対策は村で決定できるか。農家自身は捕獲できないか。

道路整備の工事費で別当線は幅4mが必要か。未整備の他の村道も整備するのか。
村の河川管理はどこに委託するのか。

答弁 沖本産業建設課長
鳥獣駆除は村の許可だ。

猟期中は農家自身も可。猟期外は不可能だが検討する。

別当線は周辺でユズの作付けが1.4haあり重機等の出入りも必要。

他村道については地元要望があれば産建委員会等で協議する。

河川管理は、草刈グループ、NPO等に委託、ヨセ刈、土砂撤去等行う。

質疑 沢良木浩伸

農業所得安定支援事業、ユズ産地化事業、新規就農支援事業で農業公社の事業拡大のため多数雇用する予定だが、しっかりした労務管理、監督が必要となる。管理するための雇用対制は。

公債費比率が高いが村民の福祉向上の為の投資的経費も

必要だが先の経済対策交付金も車を買うなど企画力が弱く村民の為の投資になっていない。選挙公約でもあったが財政改革にどう取り組むか。

答弁 村長

雇用体制は所得安定支援事業の4名のうち1名を公社役員として雇用したい。150日以上という雇用規定がある。財政改革はまず村長の給料カット。次に職員旅費、非常勤職員報酬等考えたい。

投資事業は無駄ではない。平成23年度以降、国も引き締めて予想されるので知恵を絞って企画力をアップし村民のため頑張る。

全会一致 可決

●平成22年度三原村国民健康保険特別会計予算

歳入歳出それぞれ2億9千3百40万円とする。

賛成多数 可決

●平成22年度三原村国民健康保険診療所特別会計予算

歳入歳出それぞれ4千6百

40万円とする。

全会一致 可決

●平成22年度三原村簡易水道特別会計予算

歳入歳出それぞれ6千7百40万円とする。

全会一致 可決

●平成22年度三原村老人保健特別会計予算

歳入歳出それぞれ百30万円とする。

全会一致 可決

●平成22年度三原村土地取得特別会計予算

歳入歳出それぞれ10万円とする。

全会一致 可決

●平成22年度三原村農業集落排水特別会計予算

歳入歳出それぞれ4千3百万円とする。

全会一致 可決

●平成22年度三原村介護保険特別会計予算

歳入歳出それぞれ2億2千8百万円とする

全会一致 可決

●平成22年度三原村後期高齢者保険特別会計予算

歳入歳出それぞれ2千90万円とする。

全会一致 可決

●副村長の選任につき同意を求めらる。

住所 宿毛市姫ノ井1064番地

氏名 津野 穂

任期 自 平成22年4月1日 至 平成26年3月31日

同意多数可決

●教育委員会委員の選任につき同意を求めらる

住所 三原村皆尾544番地

氏名 新谷 和幸

任期 自 平成22年3月16日 至 平成26年3月15日

●三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する。

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する。

全会一致可決

同意全員可決

●特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する。

村長の報酬額 60万円
副村長の報酬額 52万5千円

全会一致可決

●教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する。

教育長の報酬額 50万円

全会一致可決

●職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

全会一致可決

● 幡多広域ふるさと市町村基金の一部取り崩しに係る権利を放棄する

1 放棄する権利の内容

幡多広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金総額金2千4百71万8千5百円のうち金2百74万6千5百円

2 放棄により利益を受ける者

高知県四万十市上ノ土居1544番地

幡多広域市町村圏事務組合
組合長 田中 全

3 放棄の時期 平成22年3月8日（議決の日）

質疑 武山泰記

放棄する金額の使途について聞く。

答弁 今西総務課長

仮称幡多広域観光協会に6市町村で1億円を出資し、その資金で幡多広域観光の促進を図ることを目的としている。

全会一致可決

● 三原村退職手当審査会設置条例の制定する

質疑 武内茂充

三原村退職手当審査会委員が3名で、うち1名が会長になると1名が欠席すると委員1名で表決することになり、問題があるのではないかと、それを回避する為に全員出席とすることはできないのか。

答弁 今西総務課長

この条例は、三原村での委員会設置であり、全員出席と修正し、訂正する。

全会一致可決

● 三原村過疎地域自立促進計画の一部を変更する

質疑 田村清廣

時限付き過疎地域自立促進計画の延長であるが、ソフトを含めた将来計画について議会共々協議の上で計画書を作成する考えはないか

答弁 今西総務課長

過疎地域自立促進計画については、既に、協議を開催した。県からは義務付けを廃止するとの通達もあり、今後は高知県の指導に従い、村で計

画書を作成して提案することになる。

全会一致可決

平成22年度第3回
三原村臨時議会

副村長の任期を変更する

変更前 自平成22年4月1日
至平成26年3月31日

変更後 自平成22年4月12日
至平成26年4月11日

賛成多数可決

● 平成21年度三原村一般会計歳入歳出補正予算から1千8百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億6千4百38万3千円とする。

質疑 沖 六海

発注の小型ポンプ付積載車

は特殊車でもないのに、なぜ納期が遅れるのか。

今西総務課長

昨年8月に三原村分室で発注し、納期は本年3月末日であったが、大幅に遅れている。納期違反についての違約金は請求の予定である。

全会一致可決

● 教育委員会委員の選任につき同意を求める

住所 三原村上長谷1314番地1

氏名 嶋田一二三

(昭和22年12月2日)

任期 自平成22年4月1日
至平成26年3月31日

同意多数可決

平成22年度 当初予算の概要

三原村の平成22年度当初予算が3月議会で決定しました。
 一般会計の総額は、16億2千9百20万円で、前年度と比較すると3.5%の減となりました。
 減額の主な要因は、平成19年度から21年度までの期間で実施しました高金利地方債(簡易水道事業債)の繰上償還による繰出金の減少と、普通建設事業の減少によるものです。
 また、国民健康保険などの特別会計を合わせると、23億2千9百70万円となり、この予算で平成22年度がスタートします。

【会計別当初予算の状況】

(単位:千円)

区 分	平成22年度		平成21年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1) 一般会計	1,629,200	69.9	1,688,000	69.7	△ 58,800	△ 3.5
(2) 特別会計	700,500	30.1	732,400	30.3	△ 31,900	△ 4.4
国民健康保険	293,400	12.6	290,900	12.0	2,500	0.9
国保診療所	46,400	2.0	43,100	1.8	3,300	7.7
老人保健	1,300	0.1	3,900	0.2	△ 2,600	△ 66.7
後期高齢者医療	20,900	0.9	20,500	0.8	400	2.0
介護保険	228,000	9.8	230,600	9.5	△ 2,600	△ 1.1
簡易水道	67,400	2.9	91,000	3.8	△ 23,600	△ 25.9
農業集落排水	43,000	1.8	52,300	2.2	△ 9,300	△ 17.8
土地開発	100	0.0	100	0.0	0	0.0
合計(1)+(2)	2,329,700	100.0	2,420,400	100.0	△ 90,700	△ 3.7

【一般会計 歳入】

(単位:千円)

区 分	平成22年度		平成21年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1) 自主財源	181,070	11.1	234,479	13.9	△ 53,409	△ 22.8
村 税	93,601	5.7	103,201	6.1	△ 9,600	△ 9.3
分担金・使用料等	31,298	1.9	33,663	2.0	△ 2,365	△ 7.0
繰 入 金	3	0.0	42,072	2.5	△ 42,069	△ 100.0
そ の 他	56,168	3.4	55,543	3.3	625	1.1
(2) 依存財源	1,448,130	88.9	1,453,521	86.1	△ 5,391	△ 0.4
譲与税及び交付金等	46,543	2.9	43,695	2.6	2,848	6.5
地方交付税	1,018,000	62.5	1,015,000	60.1	3,000	0.3
国庫支出金	104,522	6.4	165,981	9.8	△ 61,459	△ 37.0
県支出金	144,865	8.9	64,145	3.8	80,720	125.8
村 債	134,200	8.2	164,700	9.8	△ 30,500	△ 18.5
合計(1)+(2)	1,629,200	100.0	1,688,000	100.0	△ 58,800	△ 3.5

【一般会計 歳出】

(単位:千円)

区 分	平成22年度		平成21年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1) 義務的経費	807,675	49.6	790,731	46.8	16,944	2.1
人 件 費	389,033	23.9	382,192	22.6	6,841	1.8
扶 助 費	50,714	3.1	39,064	2.3	11,650	29.8
公 債 費	367,928	22.6	369,475	21.9	△ 1,547	△ 0.4
(2) 投資的経費	216,804	13.3	282,842	16.8	△ 66,038	△ 23.3
普通建設事業	205,218	12.6	282,364	16.7	△ 77,146	△ 27.3
災害復旧事業	11,586	0.7	478	0.0	11,108	2323.8
(3) そ の 他	604,721	37.1	614,427	36.4	△ 9,706	△ 1.6
物 件 費	215,314	13.2	203,406	12.1	11,908	5.9
補 助 費 等	219,830	13.5	198,506	11.8	21,324	10.7
繰 出 金	162,493	10.0	205,440	12.2	△ 42,947	△ 20.9
そ の 他	7,084	0.4	7,075	0.4	9	0.1
合計(1)+(2)+(3)	1,629,200	100.0	1,688,000	100.0	△ 58,800	△ 3.5



国勢調査

国勢調査は みんなで描く 日本の自画像

(平成22年国勢調査標語)

平成22年10月1日、国勢調査を実施します！

- 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。



国勢調査は、日本の未来、地域のまちづくりのための基礎資料になります！

総務省・高知県・三原村

国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査 e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査 e-ガイド

検索

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

火災 救急は119



消えるまでゆっくり火の元にらめっ子

大切な命を守るために

◎消防訓練を実施しました。

平成22年月5月9日(日) 総合消防訓練を実施しました。午前中は新しい車両の入魂式と放水訓練等、午後はAED(自動体外式除細動器)を使用した心肺蘇生法を行い、火災や災害などの有事の際、迅速な活動が出来るよう気を引き締めて訓練に取り組みました。



◎住宅用火災警報器の設置について

火災を早期に発見するために住宅用火災警報器を早急に寝室や階段に設置し、警報器が鳴った時には早めに避難しましょう。(新築住宅は、平成18年6月1日から、既存住宅は、平成23年5月31日までに設置が必要です)



新採用消防職員 押川恵一さん

現在、消防学校で研修中です。訓練はきびしいですが一生懸命頑張っております。みなさんよろしくお願いたします。



新消防団員の森本将子さんと杉本大介さん

早く先輩消防団員のように活躍できるように、一生懸命張りますので、みなさんよろしくお願いたします。

◎住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先

幡多西部消防組合三原分署 予防係 TEL0880 46 2629
幡多西部消防組合三原分署 (TEL 4 6 - 2 6 2 9)

こくねん広報情報

年金受給者の皆様へ

「年金振込通知書」が送付されます

国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金の支払いは、年6回偶数月（2月・4月・6月・8月・10月・12月）に、それぞれの前2ヶ月分が支払われますが、その年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」の送付は、毎年6月に送付しています。

この通知書は、向こう1年間の年金支払額をお知らせするものです。

（郵便局の窓口で年金送金通知書により現金で年金を受け取っている方は、年6回支払月ごとに年金送金通知書が送付されます）

国民年金は3つの年金で あなたをサポートします

平成22年度年金額

老齢基礎年金・・・792,100円（満額）

●20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた機関や保険料を免除された期間などが、原則25年（300月）あることが必要です。

**障害基礎年金・・・990,100円（1級）
792,100円（2級）**

●国民年金加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

遺族基礎年金・・・1,020,000円(子供が1人いる妻の場合)

（基本額：792,100円 + 子1人の加算額：227,900円）

●国民年金加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

※子は18歳到達年度の末日（障害がある場合は20歳まで）となります。

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日や死亡された日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは直近1年間に未納がないことが必要です。

国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用下さい

国民年金の保険料は15,100円(平成22年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除(全額免除・一部納付(一部免除))又は猶予される制度があり、次の3種類があります。

1 免除(全額免除・一部納付(一部免除))

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除又は一部納付(一部免除)となります。

なお、一部納付(一部免除)については、一部納付が未納の場合、一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

	所得基準の目安	月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/2が反映
1/4納付 (3/4免除)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3,780円	5/8が反映
半額納付 (半額免除)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	7,550円	6/8が反映
3/4納付 (1/4免除)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	11,330円	7/8が反映

※保険料の追納

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができますが、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

2 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者前年度所得が一定額(注)以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

(注)平成22年度の所得基準(申請者本人と配偶者の前年所得)
(扶養親族の数+1)×35万円+22万円

3 学生納付特例申請

学生(注1)で本人に前年度所得が一定額(注2)以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

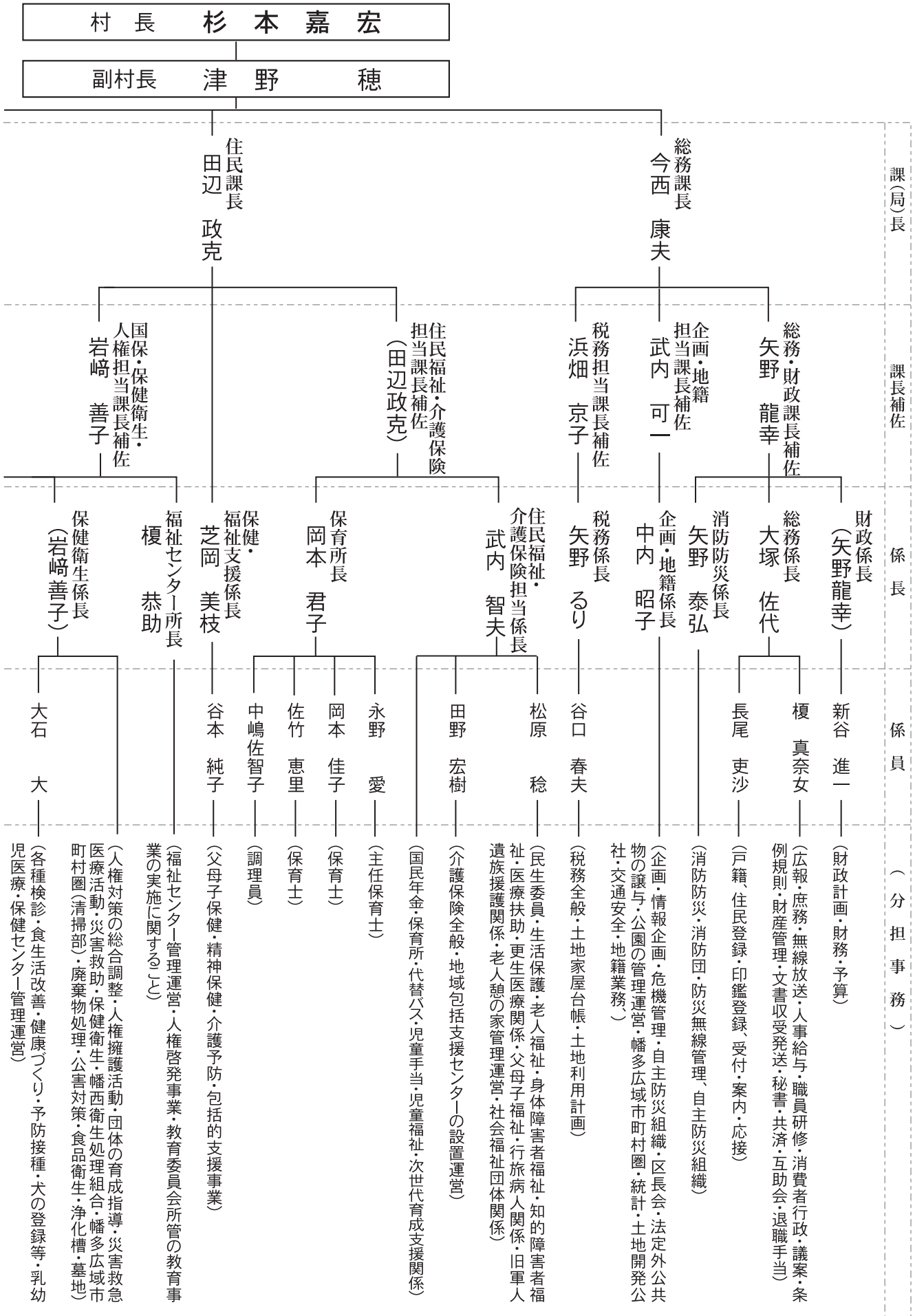
(注1)大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上の課程に在学している方(私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限る))、一部の海外大学の日本分校に在学している方

(注2)平成22年度の所得基準(申請者本人の前年所得)
118万円+扶養親族等の数×38万円

手続き(申請)について

申請の時期については、①②当年7月から翌年7月まで③当年4月から翌年4月までの間に住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。

申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口にて備え付けてあります。



課(局)長

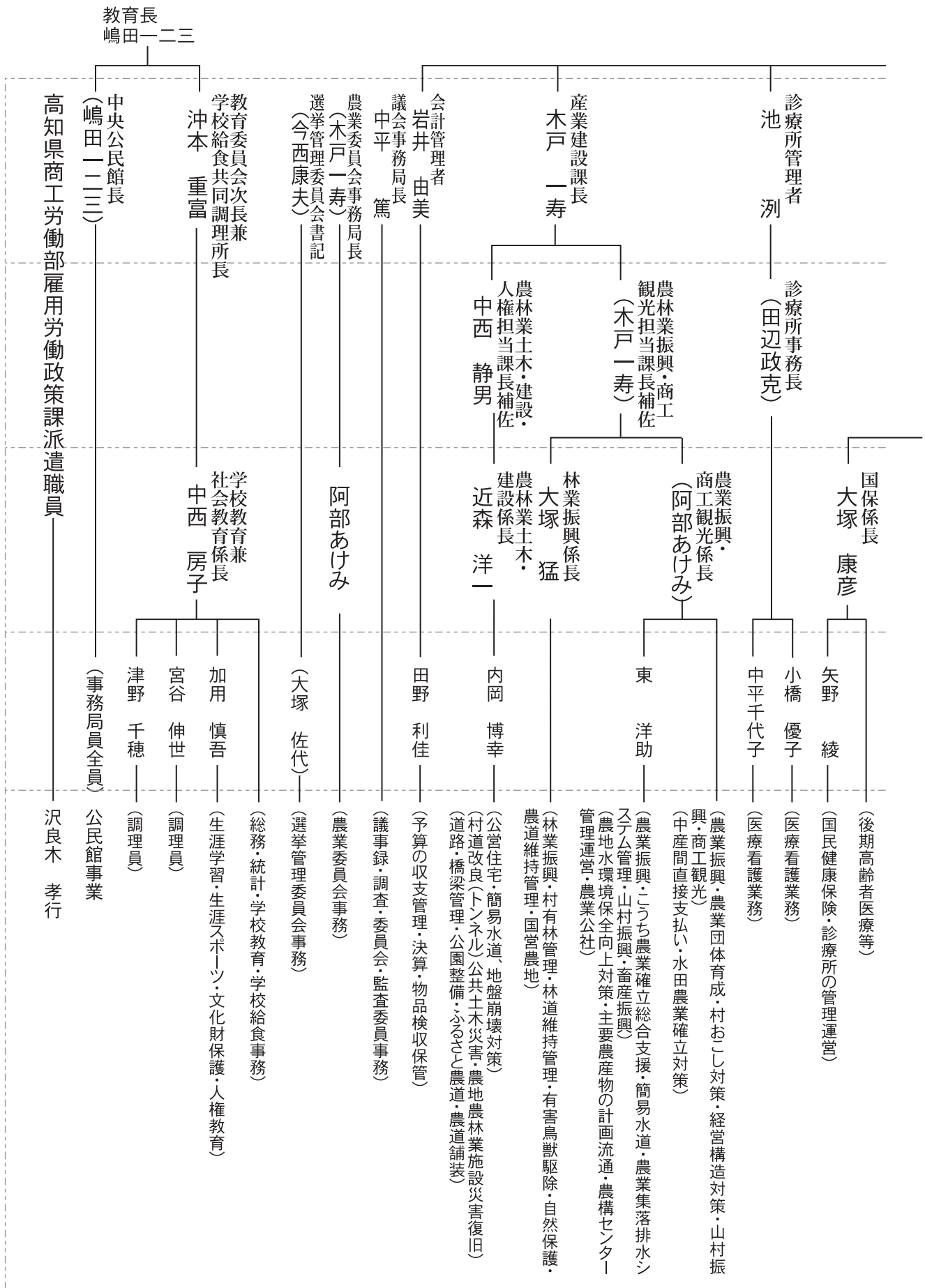
課長補佐

係長

係員

(分担事務)

三原村行政組織図 平成22年5月1日現在



後期高齢者医療制度の平成22・23年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度では保険料率は2年ごとに見直しされます。平成22年度は見直しの時期にあたりますので、平成22年度・23年度の保険料率が次のとおり改定されました。

- 被保険者均等割額 48,931円
- 所得割率 8.94%

◆保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

年間保険料 (1人あたり)	=	被保険者均等割額 48,931円	+	所得割額 (総所得金額等-33万円)×8.94%
------------------	---	---------------------	---	-----------------------------

○一人当たりの保険料の上限は50万円です。

○総所得金額等とは総所得金額（公的年金等控除などを差し引いた額）と山林所得、土地建物の譲渡所得等の分離課税所得の合計です。



◆保険料の軽減

平成21年度の保険料の軽減措置は、平成22年度以降も継続されます。

○【被保険者均等割額の軽減】

・世帯主及び被保険者の総所得金額等（※）の合計額の状況により軽減の判定をします。

軽減の割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	4,893円	33万円以下 被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）の場合
8.5割	7,339円	33万円以下
5割	24,465円	33万円+（24.5万円×世帯主以外の被保険者数）以下
2割	39,144円	33万円+（35万円×世帯の被保険者数）以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします。

○【所得割額の軽減】

・被保険者本人の総所得金額等の状況により軽減の判定をします。

軽減の割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	保険料の賦課のもととなる所得金額（総所得金額等から33万円を引いた額）が58万円以下 ※年金収入のみの場合は収入額が211万円以下

○【被用者保険の被扶養者であった方の軽減】

・後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険（協会けんぽ・共済組合・船員保険など）の被扶養者（扶養家族）であった方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

(注) 同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない方がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。



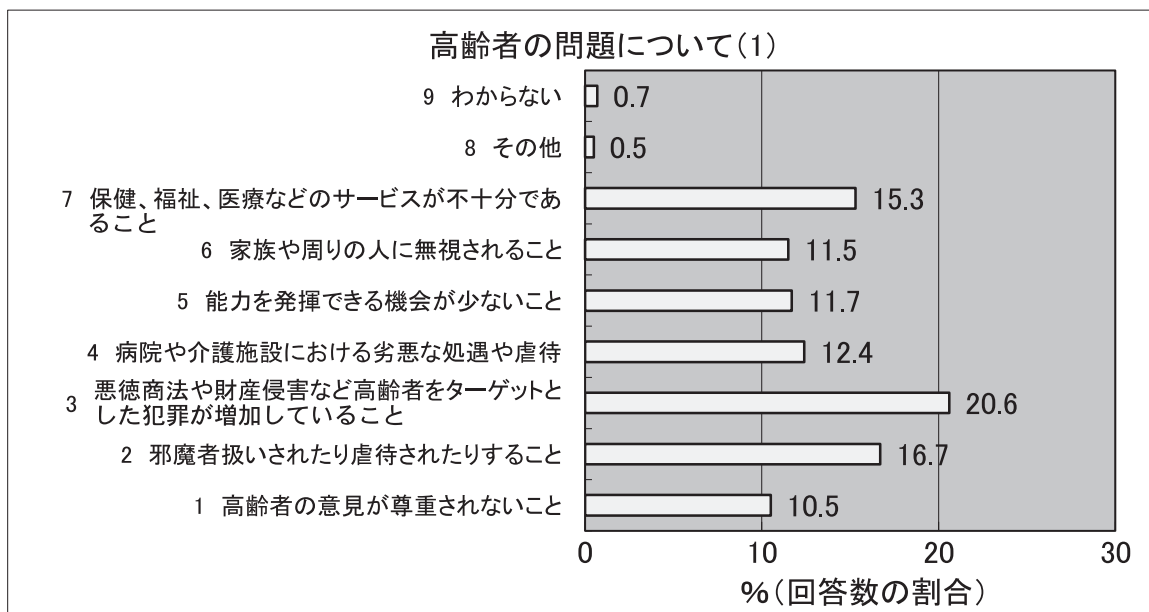
高齢者の問題について

三原村教育委員会では村民の皆様の人権問題についての考えを取り入れ、今後の本村の人権教育、啓発活動に活かしていくため、平成18年度に人権問題に関する村民の意識調査を実施いたしました。下のグラフは意識調査の回答を集計し、分析したものを表にしたもので高齢者の問題について調査したものであり、高齢者の人権が侵害されるケースについて重要だと思うものについて三つ選んでいただいたものです。

- 配布数 300名
- 回収率 49.7%
- 回答率 97.3%(この設問に対する回答率)

(1) 高齢者の人権が侵害されるケースについてあなたが特に重要な問題であると思われるものを次のうちから三つ選んで○をしてください。

- | | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 1 高齢者の意見が尊重されないこと | 5 能力を発揮できる機会が少ないこと |
| 2 邪魔者扱いされたり虐待されたりすること | 6 家族や周りの人に無視されること |
| 3 悪徳商法や財産侵害など高齢者をターゲットとした犯罪が増加していること | 7 保健、福祉、医療などのサービスが不十分であること |
| 4 病院や介護施設における劣悪な処遇や虐待 | 8 その他 |
| | 9 わからない |



この設問は高齢者の人権が侵害されるケースについて重要だと思うものを選んで○をしてくださいというものです。「悪徳商法や財産侵害など高齢者をターゲットとした犯罪が増加していること」、「邪魔者扱いされること」、「保健、福祉、医療などのサービスが不十分であること」などを多くの人が選んでいますが、「わからない」、「その他」以外の項目では突出して低い回答数はみられず高齢者の人権は何気ない日常の中で多くのケースにおいて侵害されている可能性があることが見受けられます。

人生を生きていくうえで歳を重ねていけば誰もが必ず高齢者になります。すべての人にとって避けておれない問題として考えていく必要があります。

* 意識調査に御協力いただきありがとうございました。今回掲載させていただいたものは意識調査の設問5(1)にあたる部分の集計結果です。今後とも本村の人権教育、啓発活動への村民の皆様の御協力をお願いいたします。

国際交流員の

チェイス・ハーディです④



皆さんこんにちは！！

いよいよ初夏となり、むし熱くなってきました。ケアンズのような季節はあんまりなくて、ずっと熱い市に育ってきた私にとって、季節の変化は大変なところもありますが、本当の夏の暑さを楽しみに待っています。5月にお母さんが三原村に来てくれました。お母さんは1回日本に来たことがあります、四国には来たことはありませんでした。お母さんを夜中に三原に連れて来たのでその時は、暗くて何も見えなかったが、次の朝起きて、三原を囲む山ときれいな環境を見て、喜びました。その後10日間、ずっと三原のきれいな環境を楽しみながら、生活できました。

三原にいる間、お母さんが退屈するのではないかと心配しましたが、全然大丈夫でした。お母さんは学校訪問したり、三原の子供たちにスリランカの文化について教えたり、公民館調理室で料理教室も開催することもできました。お母さんは三原村民と触れ合いながら、たくさんの忘れられない経験ができました。いろいろお世話になって、ほんとうにありがとうございました。



チェイス「私のお母さんです。」

公民館調理室での「スリランカ料理教室」



子どもたちも、上手にお手伝いできました。



カレーもサラダもごはんのせて、全部まぜて食べます。



大月町国際交流員のアルヴィンさんも参加してくれました。



スリランカの文化について教えてくれました。



民俗衣装も着せてくれました「どう！似合うでしょう？」



最後にみんなで記念写真！

初級英会話教室

6月から「楽しい初級英会話教室」を開講したいと思っています。基本的な文法、言葉と英会話から始まるので、あまり英語経験はなくてもOKです！！

興味ある方はぜひ、

教育委員会 電話46-2559までご連絡下さい。

映画鑑賞会 6月19日(土) 午後4時～6時

6月19日(土) 午後4時～6時まで公民館講義室で国際映画鑑賞会を開催します。第一回目の映画はニュージーランドの映画“クジラの島の少女”を上映します。“クジラの島の少女”はニュージーランドの先住民マオリ族の少女が、滅びゆく民族の伝統に縛られながらも、不思議な運命に立ち向かっていく感動ドラマです。

ぜひ来て下さい！

ミセス バーバラの

思い出ポロポロ

―元気の源はチャレンジ― (四回)

「忘れ物はない？」

「キョロキョロして運転せられんぜ。」

(まったく！わかつちよう！)

大型連休の5月3日、娘の小言を聞いて、淡路島の知人宅へのひとり旅。朝7時半に我が家を出発しました。

主人といつもドライブしていたクルーザー「ブラド」での1泊2日のスケジュールです。主人を娘に頼んで出かけるのですが、隣の座席には大判の家族写真を立てかけ、まあ、三人の旅“としゃれこんで出発。

元気な頃には、私が運転しても隣にアドバイザーがいたので、まず安心！でしたが、今回はひとり旅なのです。

娘の小言は、後期高齢者に近い私を心配するセリフですが、ちよつとオーバーです。でも、私が一番心がけようとしたのは、①車間距離はとること ②眠気がくるとすぐ仮眠と決めていたのですが、内心は(まあ、カーナビもあるし、どうにかなるでしょう)という樂觀気分。しかし、いざ、高知道に入ると早朝出発だったので、すぐ眠気におそわれ、ガムをかみ、コーヒーを飲んでも一向に眠気は消えず、何回サービスエリアで休養したでしょうか。

とうとう最後には「眠気の早期予防はラジオを聴くこと」と言った娘のアドバイスを取

り入れてもぜんぜん効果なし。一番の安全保障は無理な運転をせず、早めの休養でしたね。

どこに行っても人、人、人。車の渋滞。

最大の失敗はカーナビを信用したことで、遠回りのことでしょうか。

また、帰りは簡単に「自宅に帰る」を選択指定したばかりに、高松道にコース指定されて遠回り、また、渋滞に遭いました。いつもテレビで見るのろろ運転が目前にあるのです。

しかし、我が下り線はスイスイ。とっても気分良く走れましたね。主人の言った、「ゴールデンウィークは遠出はせられん！」ということを実体験しました。

久しぶりの知人達との再会もあり、自宅に帰り、メーターを見ると走行距離は739 km。いろいろ失敗もあったけど、心よい疲れが残ったチャレンジでした。

☆次回をおたのしみにも！

元三原村スクールソーシャルワーカー

西川満壽代



古紙のリサイクルについて ☆地球にもやさしく

三原中学校では、昨年の7月より古紙のリサイクルをしています。学校内で不要となったカタログや印刷物、段ボール、新聞を毎月古紙業者に回収してもらっています。

この取り組みは、古紙業者の方の巡回により、役場や小学校、保育所、村内の事業所、地域の皆様へも広がり、たくさんの方のご協力を頂いております。回収された古紙は、トイレトーパー(毎月120個入り1ケース)に交換し、保育所、小学校、中学校、給食センターで利用させていただいております。ありがとうございます。

今年度も引き続き取り組んでいく予定ですので、これからもご協力をよろしくお願いいたします。また、7月にはPTA事業として廃品回収も行いますので、併せてご協力をお願いします。

尚、ご質問等ありましたら、**担当水野**までお問い合わせください。



三原村読書まつり 三原村公民館図書室

子ども読書活動支援員、徳弘です。こども読書活動支援員として図書室に勤めて、はや1ヶ月が過ぎました。去年に引き続き、本年も公民館図書室をよろしくお願いたします。今年も一年みなさんにとって良い年になりますように～♪

「皆で楽しく」をテーマに4月25日(日)に子ども読書まつりを三原村中央公民館図書室で行いました。子どもと大人が一緒になって、絵を描いたり、折り紙を折ったり、本を聞いたりして楽しい時間を過ごしました。



絵本を探したり、絵を描いたり、自由な時間



お絵描きタイム：「何を描こうかな～？」



みんなで協力して折り紙を折っています



(教頭先生) 出来たぞー



絵本の読み聞かせ中



皆で作ったカレンダー



「はらぺこあおむし」子ども達に人気の絵本



写真もできました。写真がほしい人は言って下さい。



4月から、三原村公民館図書室で勤務することになりました「徳弘しおり」です。昨年、前任の大倉さんが三原村の図書室のリニューアルを行い、利用者も増えてきているので、私も大倉さんに引き続き、「三原村の図書室っていいね！」と言ってもらえるように頑張りたいです。できるだけ皆様の要望を聞き、新しい本を購入していきたいと思っていますので、良い本、おすすめの本がありましたら教えてください。
本の貸出しは平日午前8時30分から午後5時15分で、お昼休みも貸出しを行っていますので、お気軽にご利用ください。まだまだイベントを考えていきたいと思っていますので、ぜひ来てください。 図書室にない本で読みたい本があればリクエストしてください。

三原村中央公民館図書室 TEL46-2559 支援員 徳弘 しおり

就任のごあいさつ

三原村については昭和53年から4年間、平成18年から3年間と宿毛土木事務所勤務の時に役場職員・地域の方々は大変お世話になりました。

県の産業振興計画に沿って村の基幹産業であります農林業の振興、特に農業公社の充実、また村道・県道の整備促進を図り、社会資本整備を進め、地域の雇用促進として、若者の住みよい村として行きたいと思っておりますので、どうか皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。就任の挨拶とします。



副村長 津野 穂

平成22年4月12日付けで副村長に就任いたしました。津野 穂です。

県庁40年間土木部のみの勤務でしたので、地方行政については不安があり悩みましたが村長他多くの方々より熱心にお誘いを受け大役を引き受けました。

抱負

4月から三原村役場の住民課でお世話になっていきます。生まれと育ちは京都府です。三原村にきて感じたのは、子どもがしっかりと挨拶をして礼儀正しいということとです。仕事が難しく、周りの人に質問しながら進めています。早く仕事を覚えてスムーズにこなしたいです。つじ祭りでは、駐車場整備をしていました。これから村の行事に参加して、早く皆さんに顔を覚えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。



住民課 松原 稔

本 籍：高知県幡多郡大月町姫ノ井1064
現 住 所：高知県幡多郡三原村来栖野479
生年月日：昭和24年10月4日
最終学歴：昭和43年県立幡多農工高 工業土木科卒業、昭和45年高知県庁入庁、平成22年3月高知県庁退職

抱負

4月から三原保育所でお世話になることになりました。佐竹 恵理です。

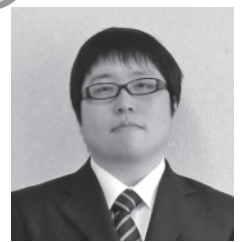
四万十市出身なので、三原村のことはまだわかりませんが、保育所の子どものために、一杯がんばっていきたくて、思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。



保育所 佐竹 恵理

抱負

今年度から三原村でお世話になることとなった大石 大と申します。初めはわからないことが多く、みなさんにご迷惑をかけることがあるかもしれませんが、住民の方々によるこんでもらえるような仕事をできるように努力しますので、よろしくお願いいたします。



住民課 大石 大



村島 るみ
臨時講師



中野 耕造教諭



土居 由美教諭



橘 智子教諭



教頭 森 健二

中学校



嵐 ます子
研修指導員



小谷 佳子教諭



間 留美教諭



井関 靖美教諭



教頭 布 正人

小学校



山本 常彦
学校図書室支援員



田村 幸代事務



谷本 昌子
スクールカウンセラー

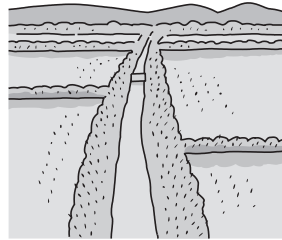


水野 智子
臨時栄養教諭

教職員異動

よろしく
お願いします。

「新たな農地制度」について



目的

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、①農地を農地以外のものとするを規制、②農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利所得の促進を、基本的な考え方としています。

また、農地の所有権、貸借権等を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定も設けられました。

○農地転用規制の強化

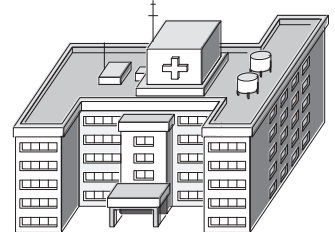
- ・ 公共施設用地への転用による集団的な優良農地の無秩序な改廃を防止します。
- ・ 違反転用に対する罰金を引き上げて、抑止力を強化するとともに、国または都道府県が違反転用に係る原状回復を行うことができるようになりました。
- ・ 農用地区域からの除外を厳しくし、担い手が安心して農用地区域内の農地を集積しやすくします。

三原村農業委員会

農業委員会だより

平成20年6月

□農地転用許可対象の拡大



これまで

公共施設の設置をするための農地転用については、許可不要のため、一部施設の周辺において無秩序な改廃を招いてきました。

これから

国または都道府県が、公共施設の設置をするための農地転用については、公共施設（学校、病院等）も、許可の対象に含め、許可権者である都道府県知事等と法定協議を行うようになりました。

また、これに伴い、法定協議の対象となる施設に準じ、市町村が公共施設を設置するために行う農地転用も許可が必要となります。

遊休農地をなくしましょう！

農地を転用する場合や、農地でお困りのことなどありましたら、お気軽に各地区の農業委員にご相談ください。農業委員会事務局：三原村役場内 TEL46-2111

農業委員会への申請書等の提出は、毎月15日まで
をお願いします。

口蹄疫侵入防止にご協力をお願いします。



海外悪性伝染病 口蹄疫(こうていえき) (Foot-and-mouth disease)

平成22年4月20日以降、宮崎県内で口蹄疫の発生が続いており、高知県内においても各農場での侵入防止対策の実施が重要になっています。

◎ 口蹄疫とは？

口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類(牛や豚、ヤギ、羊など)がかかる病気です。口蹄疫に感染すると、発熱したり、口の中や蹄(ひづめ)の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられます。口蹄疫にかかると、子牛や子豚では死ぬこともあります。成長した家畜では死亡率が数%程度といわれています。しかし、感染力が非常に強いので、他の家畜へうつさないようにするための措置が必要です。

◎ 宮崎県における口蹄疫発生にかかる本県(西部家畜保健衛生所)の対応

宮崎県において、口蹄疫の発生が急速に拡大していることから、本県(西部家畜保健衛生所)では、次のことを緊急に実施して侵入防止に全力で取り組んでいます。

- 1 高知県内の偶蹄類を飼養する全農場への消毒薬の緊急配布
- 2 高知県内の農場の緊急調査(異常の有無の確認)
県内の全飼養農家を調査して異常のないことを確認しました。なお、現在、宮崎県との間で家畜の移入、移出はありません。
- 3 侵入防止対策
各農場に対し、外来者の入場制限、施設に出入りする者の靴及び車両消毒、器具・機材の消毒等を徹底し、口蹄疫の侵入防止について指導しています。

◎ 消毒の実施について

この病気は非常に感染力が強いことから、人や車の移動による感染拡大が危惧されています。消毒を徹底し農場への侵入を防止する以外に対策はありません。

◎ 当面の対応として、以下のことに気をつけてください。

- 1 家畜の状態をよく観察してください。
- 2 口蹄疫が疑われる家畜を発見した時は、担当の診療獣医師または家畜保健衛生所に速やかに連絡してください。
- 3 農場・畜舎の出入りの際は、長靴等の洗浄を十分に行いましょう。また、踏み込み消毒槽の設置も効果的です。
- 4 立て看板等を設置して、農場への関係者以外の立ち入りを制限しましょう。
- 5 畜産関係者は、発生地域への農場視察等は当面控えてください。

◎ 地域住民の皆さまへ

口蹄疫は、牛、豚等の病気であり、人に感染することはありません。また、感染した牛、豚の肉や牛乳が市場に出回ることもありませんが、万一食べたとしても人体に影響はありません。

感染力が非常に強いことから、ウイルスを侵入させないことが重要になります。生産者の皆さんが農場入口等に車両の消毒のため、写真のように消石灰(運動場のライン引きに使用される白い粉末)を散布している場合があります。畜産施設への訪問は自粛するとともに、子供さんが手を触れないように気をつけてください。もし、目に入った場合には、すぐに水道水で洗浄して眼科等で受診してください。

また、九州方面からフェリーが着く宿毛港で、上陸する全車両の消毒を行っています。一般車両の方々もご協力をお願いします。



農場入り口の消毒



宿毛港での車両消毒

ご不明な点・ご質問等ありましたらご連絡ください。

高知県西部家畜保健衛生所 電話 0880-37-2148

高南支所 電話 0880-22-1124

梶原支所 電話 0889-65-0392

午前8時30分～午後5時15分(当面は土日も対応しています。)

お知らせ

防衛省 平成22年度各種自衛官採用試験案内

募集種目	受付期間	1次試験日	受験資格等	試験会場
自衛官候補生 (男・女) (任期制自衛官)	男子:受付中 女子:8月1日 ～ 9月10日	男子 9月19日(日) 9月25日(土) 10月2日(土) 上記3日間の内1日指定 女子 9月26日(日)	23年4月1日現在 18歳以上27歳未満 (学歴制限なし) ※人気満了時に特例退職手当があります。 23年4月1日現在	新高知駐屯地
一般曹候補生 (非任期制自衛官)	8月1日 ～ 9月10日	男女共通 9月18日(土)	18歳以上27歳未満 (学歴制限なし)	四万十市内
航空学生 (パイロット養成)	9月10日	男女共通 9月23日(木)	高卒(見込含) 23年4月1日現在 21歳未満	高知市内
看護学生 (看護師養成)	9月6日 ～ 10月1日	男女共通 10月23日(土)	高卒(見込含) 23年4月1日現在 24歳未満	高知市内

※防衛大学の推薦試験の受付は9月6日～9日です。定形の申込用紙(学校長の推薦書等)がありますので事前にご連絡ください。

お問合せ先:自衛隊四万十地域事務所 電話 0880-35-3096

国家公務員中途採用者選考試験

お知らせ

行政(一)1級の係員等を採用するための試験

平成22年度において、国家公務員中途採用者試験を以下のとおり実施します。

- * 受験資格 * 昭和45年4月2日～昭和56年4月1日生まれのもの(学歴・職歴は問いません。)
- * 採用予定数 * 全区分合計で130名程度
(詳細については、5月10日(月)から配布する受験案内を参照してください。)
- * 採用予定日 * 採用はおおむね平成23年4月1日になります。
- * 受付期間 * 平成22年6月22日(火)～29日(火)
- * 試験の区分等 * ・申し込むことができる「試験の区分」は一つに限ります。

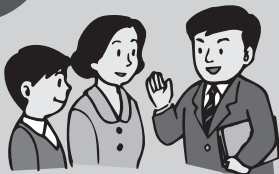
試験の区分	仕事の種類
行政事務	国の官署における一般の行政事務
税務	税務署などにおける国税の賦課・徴収等の事務
機械	地方運輸局などにおける自動車の検査、整備事業の発達、改善などの技術的業務
林業	森林管理局などにおける森林の保護・管理、造林等の森林施業等の技術的業務
皇宮護衛官	天皇皇后両陛下・皇族各殿下の護衛業務と皇居・御所等の警備業務
刑務官 ・刑務A(男子) ・刑務B(女子)	刑務所、拘留所などにおける被収容者に対する日常生活の指導、職業訓練指導、悩み事に対する指導及び保安警備等の業務(刑務Bの場合は、主として女子収容施設に配置されます。)
入国警備官	入国者収容所及び各地方入国管理局などにおける不法滞在者の摘発、被収容者の処遇、送還等の業務送還等の業務

この試験の問い合わせ先等

人事院人材局試験課 〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3 電話(03)3581-5311内233
電話(03)3581-2795(直通)
FAX(03)3581-2795

この試験に関する詳細情報は、人事院ホームページ{<http://www.jinnji.go.jp/>}でも順次掲載していきます。

お知らせ



相談担当者

高知地方法務局所属
中村公証役場公証人

予約制

平日に事前に電話で予約してください。
予約電話番号

0880-34-1728

相談日

平成22年6月20日(第3日曜日)

開催時間

午前9時から午後5時ころまで。(1組約50分)

場所

中村公証役場

四万十市中村大橋通6丁目3番7号
第一とらやビル4階

相談内容

遺言のほか、相続、金銭・不動産の貸借、
離婚に伴う養育料・財産分与・年金分割、
高齢者等の財産管理 など

※相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

お知らせ

全国一斉子どもの人権110番強化週間



高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、
学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待
など、子どもの人権問題解消に向け、下記のとおり「子
どもの人権110番」電話相談の強化週間を実施し
ます。期間中は相談時間を延長するとともに、土・
日も受け付けます。また、児童・生徒の皆さんが安
心して相談できるよう、フリーダイヤルになってい
ます。学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何で
も相談してください。

1 実施期間

平成22年6月28日(月)から7月4日(日)までの7日間

2 時間

午前8時30分から午後7時まで

ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで

3 開設場所

高知地方法務局人権擁護課(高知市小津町4-30)

4 電話番号

0120(007)110

※フリーダイヤル

※IP電話からは接続できません。

5 取扱内容

いじめ、体罰、児童虐待等子どもをめぐる人権問題

相談は無料、秘密は厳守します。

※以上の記事に関するお問い合わせは高知地方法務局人権
擁護課(088-822-3503)まで

お知らせ

大雨などの気象警報を市町村単位で発表します!!

気象庁では、平成22年5月頃から、気象警報・注意報を、市町村を対象として発表します。例えば、三原村に災害発生のおそれがある場合、これまでは、三原村を含む「幡多」、あるいは「高知県西部」に対して警報・注意報を発表していますが、平成22年5月頃からは、「三原村」を明示して発表します。



なお、テレビやラジオなどで大雨や洪水などの警報が放送されるときは、画面に表示できる文字数や読み上げ可能な文章の範囲内で伝える必要があるため、これまでどおりの地域名で放送される場合があります。

市町村ごとの気象警報・注意報の詳細な内容は、気象庁ホームページ(アドレス<http://www.jma.go.jp/>)や国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>)に掲載する予定です。

問い合わせ・・・高知地方気象台防災業務課
TEL088-822-8882

お知らせ

六月は
高知県の

男女共同参画推進月間



六月は高知県の「男女共同参画推進月間」高知県では、六月を「男女共同参画推進月間」と定めています。男女共同参画といったら、なんだかとても難しいことのように思っていますか？共同参画とは、「女だから」「男だから」という固定的な考え方にこだわれないで、男女がお互いに社会の対等なパートナーとして認め合う意識を持つことなのです。では、具体的に男女共同参画をすすめるためには、どのようにしたらいいのでしょうか。

◎家庭では

結婚後や出産後も仕事を続ける女性が増えています。でも、家事、育児、介護など家庭生活のことは女性の仕事と考えていませんか？

女性も男性も協力し合い家族全員が役割分担すれば、楽しみは、共有することで倍以上に、反対に負担は、みんなで分け合えることができます。いま一度、現在の家庭生活の役割分担を見直してみませんか？

◎職場では

育児休業制度を利用したい男性の割合が3割を超えていることはご存知ですか？

でも、実際に男性の育児休業取得率は1.2%程度です。

仕事優先の役割分担意識や男性が育休を取ることが職場環境など多

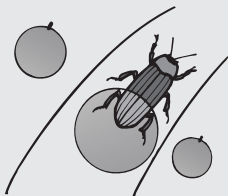
くの阻害要因があります。が、男性も女性も仕事と子育てがバランスよく行える職場づくりをすすめることが大切です。

男女共同参画とは、女性も男性もともに、一人の人間として尊重され、自分の意思と責任で自由に生き方を選択できる、多様な価値観を認め合える社会を目指そうとするものです。

※男女共同参画に関するお問い合わせは

高知県県民生活・男女共同参画課(08233・9651)

こうち男女共同参画センター・ソール(08733・9100)まで



特定健診のお知らせ!!

特定健診を受けよう!



三原村では、6月8日(火)・9日(水)・10日(木)の3日間連続して、特定健康診査を実施します。ぜひ、この機会を利用して受診しましょう。

受信対象者は、国民健康保険加入者及び、社会保険被扶養者であり、尚且つ会社から受信券が発行されている方のみが受信できます。

国保加入者の方は受信券は必要ありませんので、保険証と問診表・500円(75歳以上の方は無料)と生活機能評価の用紙(対象者のみに配布)を持ってきてください。

実施場所：三原村農業構造改善センター(多目的ホール)

実施時間：午前9時～

受付時間：午前の部→午前9時～午前10時

午後の部→午後1時30分～午後2時30分

《ただし、受付時間内に来られない場合は受診できませんのでご注意ください》

送迎バスも、ご用意していますが、詳細については三原村住民課(46-2404) 大石・岩崎までご連絡ください。

献血のお知らせ

7月26日(月)に、三原村に献血バスがきます。高知県では、血液が不足していますので、ぜひご協力よろしくお願ひします。

日時：7月26日《月》午前8時45分～午前11時45分

場所：三原村保健センター(診療所前の駐車場)

※献血できるかた

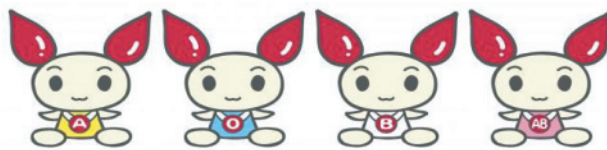
年齢：16歳～69歳(200ml)

18歳～69歳(400ml)

*65歳以上の方は、60歳～64歳の間に献血経験がある方のみ

体重：男性45kg以上/女性40kg以上

(400mlは男女とも50kg以上)



献血キャラクター

けんけつちゃん

税務係からお知らせ

村県民税 6月30日納期

固定資産税 2期分

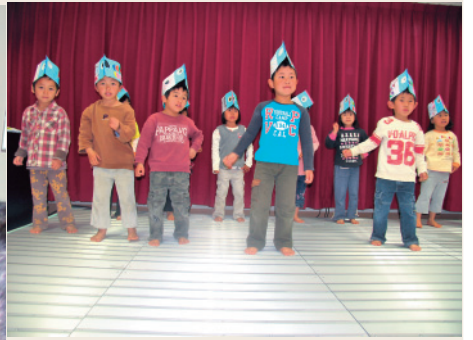
国民健康保険税 1期分

8月2日納期

よろしくお願ひします。



保育所が星ヶ丘訪問
4月30日(金)



大きな
大根

